

証券コード 3080

2026年5月8日

株 主 各 位

千葉県柏市大津ヶ丘二丁目8番5号

株 式 会 社 ジ ョ ー ソ ン

代表取締役社長兼会長 太 田 万 三 彦

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://jason.co.jp/ir/shareholders_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェーソン」又は「コード」に「3080」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月26日（火曜日）午後6時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時 開場：午前9時30分
（ご注意）
本総会の開始時刻は、前年より1時間早い午前10時としておりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。
2. 場 所 千葉県柏市東上町7番18号 柏商工会議所 4階 401会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第41期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支える一方で、米国の通商政策の影響に加え、物価高の継続などが景気の下振れリスクとなっており、今後の動向は先行き不透明な状況となっております。

小売業界においては、各種食料品を中心とした物価上昇に伴う値上げの進行や人件費をはじめとした各種コストの増加に加え、M&A取引の活発化を含め業界の垣根を超えた競争の激化が継続しており、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のなか、当社グループは引き続き徹底したローコスト経営を推進すると共に、オリジナル商品等の取扱強化や今般子会社化した株式会社サンモールとのシナジー創出に鋭意取り組み、「人々の生活を支えるインフラ（社会基盤）となる」との企業理念の下、地域における生活便利店としてチェーンストア経営に注力して参りました。

当連結会計年度の業績は、依然として各種物価高を背景にJ V商品（※）を含め仕入環境が厳しく一部の商品部門を除き集荷が軟調に推移したものの、今期より子会社化した株式会社サンモールの売上が寄与し、前年同期比若干の増収となりました。一方、収益面では、M&A関連費用や車輛購入に伴う減価償却費など前向きな投資に係る費用の増加に加え、株式会社サンモールの経費負担の増加などあり、前年同期比減益となりました。

出店状況については、2025年3月31日（みなし取得日は2025年5月31日）に株式会社サンモールを子会社化したことにより、群馬県沼田市の「サンモール桜町店」、「サンモール鍛冶町店」、群馬県利根郡みなかみ町の「サンモール月夜野店」、「サンモール水上店」、群馬県吾妻郡高山村の「サンモール高山店」、群馬県利根郡昭和村の「サンモール昭和店」、計6店舗の運営を引き継いだ事に加え、シナジー創出の一環として、2025年9月に「沼田鍛冶町店」を「サンモール鍛冶町店」の店内にオープンするなど、初の共同店舗化を実施したほか、2025年12月に千葉県香取郡多古町の「香取多古町店」を開店しました。これにより、ジェーソン直営店舗数は117店舗（共同店舗を含む）、サンモール店舗数は6店舗となりました。

この他、当社オリジナル商品の「尚仁沢の天然水」、「はじける強炭酸水（天然水の炭酸水）」はいずれも好調な販売を維持しており、当社全体の業績を支えています。また、株式会社尚仁沢ビバレッジにおいては、増産体制が定着し安定収益を確保することで、連結業績に引き続き寄与しました。なお、株式会社サンモールについては、管理体制の強化を推進しつつ、両社間で相互に商品の供給を実施するなど、一定のシナジー効果は創出してきましたが、主力店舗が属する地域における競合他社との競争激化に伴う集客数の鈍化等により、当初想定していた収益計画に乖離が生じました。このため、今後の事業計画を見直した結果、同社の株式取得時に発生したのれん及び同社が保有する一部の有形固定資産について減損の兆候が認められ、減損損失の認識要否の判定の結果、減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は286億4百万円（前期比101.1％）、営業利益は2億円（前期比37.3％）、経常利益は2億47百万円（前期比43.2％）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億1百万円（前年同期は3億45百万円の利益）となりました。

（※）ＪＶ（ジェーソン・バリュー）商品

当社グループの特別な集荷努力により、お客様と当社グループ双方にとってより有利さを実現した商品。

なお、商品部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

商 品 部 門 の 名 称	売 上 高	構 成 比	前 期 比
衣 料 服 飾 ・ イ ン テ リ ア	507	1.8%	81.3%
日 用 品 ・ 家 庭 用 品	5,703	19.9%	89.6%
食 料 品	20,017	70.0%	104.9%
酒 類	1,346	4.7%	110.6%
小 売 事 業 小 計	27,574	96.4%	101.1%
そ の 他 営 業 収 入	1,030	3.6%	101.3%
合 計	28,604	100.0%	101.1%

(注) 商品部門の区分は、次のとおりであります。

衣料服飾・インテリア・・・紳士衣料、子供衣料、婦人衣料、肌着・靴下類、靴鞆傘ベルト、
寝具室内装飾品

日用品・家庭用品・・・・・・家庭電化製品、家事調理用品、時計・メガネ、カメラ、玩具・ホ
ビー、文具、カー用品、スポーツ・レジャー用品、自転車、日曜
大工品、園芸、キッチン用品、化粧雑貨、洗剤・清掃用品、ペッ
ト用品、ベビー用品等

食料品・・・・・・・・・食料品全般、生鮮食料品、加工肉

酒類・・・・・・・・・酒類全般

その他営業収入・・・・・・ロイヤリティ、受取物流費、テナント賃料等

地域別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

地 域 の 名 称	売 上 高	構 成 比	前 期 比
千 葉 県	7,924	27.7%	94.7%
東 京 都	6,610	23.1%	97.6%
埼 玉 県	6,240	21.8%	96.0%
茨 城 県	3,673	12.8%	94.4%
群 馬 県	2,147	7.5%	274.4%
栃 木 県	978	3.4%	101.3%
小 売 事 業 小 計	27,574	96.4%	101.1%
そ の 他 営 業 収 入	1,030	3.6%	101.3%
合 計	28,604	100.0%	101.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて242百万円であり、主な内容は、ペットボトル飲料の製造設備更新及びトラック4台等の設備投資によるものであります。これらの資金につきましては、自己資金によって充当しております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針に基づき、中期的な経営戦略を具現化するために以下の課題に取り組んでまいります。

① 新規PB商品の開発

当社は、引き続きオリジナル商品やJV商品を中心にロープライスを訴求し、取扱量拡大と適正な粗利確保に努め更なる飲料分野のラインナップ拡大に着手していく所存です。

特にオリジナル商品「尚仁沢の天然水」については、連結子会社である株式会社尚仁沢ビバレッジにおいて更なる設備投資を行い、増産体制を強化してまいります。

また、更なるPB商品を開発し、商品構成・プライスゾーンの再構築と商品集荷の統制によって粗利益の増加を図ってまいります。

② 店舗のスクラップ&ビルド

当社は、引き続き効率の良い居抜き物件を中心に案件ごとに事業性・採算性をしっかりと評価・検討し収益に結びつくことを慎重に見極めたうえでローコスト出店を行っていく所存です。

また、各店舗ごとの収益管理を徹底しつつ、低収益店舗については退店を検討し、次の居抜き物件へと経営資源を投入してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2023年 2 月期)	第 39 期 (2024年 2 月期)	第 40 期 (2025年 2 月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2026年 2 月期)
売 上 高(百万円)	27,226	28,740	28,297	28,604
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	599	602	345	△201
1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	46.82	47.06	26.97	△15.75
総 資 産(百万円)	10,405	10,766	10,859	10,875
純 資 産(百万円)	5,684	6,120	6,300	5,931
1 株当たり純資産額 (円)	443.70	477.76	491.74	462.99

(注) 第41期は、新たに株式会社サンモールを連結子会社としたものの、当初の事業計画通りに業績が推移しなかったため、株式取得時に発生したのれん及び同社が保有する一部の有形固定資産等について、減損損失を認識したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失 (△) となりました。

(参考) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2023年 2 月期)	第 39 期 (2024年 2 月期)	第 40 期 (2025年 2 月期)	第 41 期 (当事業年度) (2026年 2 月期)
売 上 高(百万円)	27,244	28,781	28,378	27,279
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	601	544	285	△296
1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	46.96	42.51	22.29	△23.17
総 資 産(百万円)	10,386	10,699	10,615	10,186
純 資 産(百万円)	5,682	6,060	6,180	5,716
1 株当たり純資産額 (円)	443.57	473.08	482.37	446.20

(注) 1. 1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。
3. 第41期は、新たに子会社化した株式会社サンモールが債務超過となったため、同社の株式及び債務超過額に対して、子会社株式評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額をそれぞれ計上したことにより、当期純損失となりました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ス パ イ ラ ル	90百万円	100%	卸 売 業
株式会社尚仁沢ピバレッジ	90百万円	100%	飲 料 水 製 造 事 業
株 式 会 社 サ ン モ ー ル	20百万円	100%	スーパーマーケット事業

(7) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

衣料服飾品・インテリア用品、日用品・家庭用品、食料品、酒類その他生活必需消耗品の販売を行うバラエティ・ストアチェーンの運営。

(8) 主要な事業所及び工場等（2026年2月28日現在）

① 当社

本部

共配センター

千葉県柏市

茨城県つくばみらい市

埼玉県日高市

店舗

営業店舗（117店舗）

千葉県（34店舗）	船橋市	6店舗	・市原市	1店舗
	千葉市	5店舗	・佐倉市	1店舗
	松戸市	5店舗	・富里市	1店舗
	柏市	4店舗	・野田市	1店舗
	鎌ヶ谷市	2店舗	・八千代市	1店舗
	成田市	2店舗	・香取市	1店舗
	流山市	1店舗	・東金市	1店舗
	市川市	1店舗	・香取郡多古町	1店舗
埼玉県（29店舗）	さいたま市	4店舗	・鶴ヶ島市	1店舗
	川口市	3店舗	・戸田市	1店舗
	川越市	2店舗	・飯能市	1店舗
	三郷市	2店舗	・吉川市	1店舗
	春日部市	1店舗	・和光市	1店舗
	加須市	1店舗	・白岡市	1店舗
	行田市	1店舗	・蕨市	1店舗
	上尾市	1店舗	・草加市	1店舗
	本庄市	1店舗	・東松山市	1店舗
	久喜市	1店舗	・入間市	1店舗
	狭山市	1店舗	・熊谷市	1店舗

東京都（26店舗）	練馬区	5店舗	・青梅市	1店舗
	足立区	4店舗	・大田区	1店舗
	江戸川区	3店舗	・葛飾区	1店舗
	八王子市	3店舗	・東大和市	1店舗
	武蔵村山市	2店舗	・府中市	1店舗
	国分寺市	1店舗	・福生市	1店舗
	あきる野市	1店舗	・東村山市	1店舗
茨城県（18店舗）	つくば市	3店舗	・桜川市	1店舗
	取手市	2店舗	・筑西市	1店舗
	水戸市	2店舗	・行方市	1店舗
	北相馬郡利根町	1店舗	・笠間市	1店舗
	猿島郡境町	1店舗	・稲敷市	1店舗
	常総市	1店舗	・神栖市	1店舗
	結城市	1店舗	・常陸太田市	1店舗
群馬県（6店舗）	前橋市	2店舗	・みどり市	1店舗
	高崎市	1店舗	・沼田市	1店舗
	太田市	1店舗		
栃木県（4店舗）	小山市	1店舗	・鹿沼市	1店舗
	下都賀郡壬生町	1店舗	・那須烏山市	1店舗

当連結会計年度出店店舗（2店舗）

千葉県（1店舗）	香取郡多古町	1店舗
群馬県（1店舗）	沼田市	1店舗

（注）当連結会計年度閉鎖店舗はありません。

② 子会社

会社名	所在地
株式会社スパイラル	本社：千葉県柏市
株式会社尚仁沢ビレッジ	本社及び工場：栃木県塩谷郡塩谷町
株式会社サンモール	本社及び惣菜工場：群馬県沼田市 店舗：群馬県沼田市他、6店舗

(9) 従業員の状況（2026年2月28日現在）

① 企業集団の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
小売事業	62 (794) 名	13名増 (68名増)
全社（共通）	119 (115) 名	3名増 (30名増)
合計	181 (909) 名	16名増 (98名増)

- (注) 1. 当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員）は、年間の平均人員（8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、小売事業に区分できない全社共通のものであります。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	7名減	41.7歳	12.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除いております。
2. 上記の他、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員）の年間平均人員は819名（8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（2026年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	353百万円
利根郡信用金庫	276
株式会社三井住友銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社日本政策金融公庫	73
北群馬信用金庫	53
株式会社常陽銀行	30
株式会社千葉銀行	25

2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,812,000株
- (3) 株主数 5,649名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株) 太田興産	4,280,200株	33.40%
太田万三彦	3,262,700株	25.46%
太田磨草子	800,000株	6.24%
太田圭太郎	383,000株	2.98%
太田晃太郎	378,300株	2.95%
太田実花子	370,800株	2.89%
ジェーソン社員持株会	204,331株	1.59%
北辰商事(株)	80,100株	0.62%
渡邊也寸美	30,300株	0.23%
山田寛太郎	27,600株	0.21%

（注）持株比率は、自己株式（280株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼会長	太 田 万 三 彦	営業本部長 ㈱太田興産代表取締役社長 ㈱尚仁沢ビバレッジ取締役 ㈱サンモール取締役
専 務 取 締 役	山 田 仁 夫	管理本部長 ㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役会長 ㈱スパイラル取締役 ㈱サンモール代表取締役会長
取締役（監査等委員）	宮 本 啓 一 郎	公認会計士
取締役（監査等委員）	勢 能 志 彦	㈱コーラルブルー代表取締役 (有)桂香園代表取締役 (有)キュービックプロダクション代表 取締役 ㈱尚仁沢ビバレッジ監査役
取締役（監査等委員）	岡 本 直 也	弁護士

- (注) 1. 監査等委員宮本啓一郎氏、監査等委員勢能志彦氏及び監査等委員岡本直也氏は、社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、内部監査部門との連携や監査等委員会事務局からの適時適切な報告体制を整備することにより、常勤者が不在であっても、十分な監視・監督機能が果たせる体制を構築しております。
3. 監査等委員勢能志彦氏は、小売業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有するものであります。
4. 監査等委員宮本啓一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員岡本直也氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
上 條 資 男	2025年5月28日	取 締 役（監 査 等 委 員） ㈱スパイラル監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険料は全額当社が負担しております。当該保険により、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月29日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬額は、2018年5月29日開催の第33期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で各役位、職責、在位年数、前事業年度の報酬実績、従業員の給与水準を考慮しながら総合的に勘案の上、算出しております。また、役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき引当金を計上しております。なお、報酬は固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみで構成されており、業績連動報酬および非金銭報酬は採用しておりません。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、取締役会より一任を受けた代表取締役社長兼会長である太田万三彦が、上記株主総会で決議された報酬枠の範囲内で個々の職務と責任及び実績に応じて検討し、個人別の報酬額の具体的内容を示した報酬案を任意の指名・報酬委員会に諮問し答申を受け、決定しております。

具体的内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役個々の報酬については、上記株主総会で決議された報酬枠の範囲内で監査等委員の協議によって決定しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬は、株主総会決議により承認された報酬枠の範囲内において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、2018年5月29日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し月額20,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く）と決議されております。

監査等委員である取締役については、2018年5月29日開催の第33期定時株主総会において、監査等委員である取締役4名に対し月額6,000千円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長兼会長である太田万三彦が、金銭報酬に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を示した報酬案を任意の指名・報酬委員会に諮問し答申を受け、決定しております。

その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬の算定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価を行うには、代表取締役社長兼会長が適していると判断したためであります。

なお、任意の指名・報酬委員会は、代表取締役社長兼会長である太田万三彦を委員長とし、独立社外取締役である宮本啓一郎、勢能志彦及び岡本直也の計４名で構成されております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給 人員 (人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			
			基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	非金銭 報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3 (－)	107,365 (－)	87,460 (－)	－ (－)	19,905 (－)	－ (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	11,051 (9,389)	10,100 (8,600)	－ (－)	951 (789)	－ (－)
合 計 （うち社外役員）	7 (3)	118,417 (9,389)	97,560 (8,600)	－ (－)	20,857 (789)	－ (－)

- (注) 1. 合計欄は、実際の支払員数を記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は600千円であります。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 宮本 啓一郎	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回及び監査等委員会に12回中12回出席いたしました。主に、公認会計士としての会計的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 勢能 志彦	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回及び監査等委員会に12回中12回出席いたしました。主に、小売業界における豊富な経験と幅広い見識から適宜意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 岡本 直也	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回及び監査等委員会に12回中12回出席いたしました。主に、弁護士としての法的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 取締役勢能志彦氏は、(株)コーラルブルー・(有)桂香園及び(有)キュービックプロダクションの代表取締役であります。そのうち(株)コーラルブルー・(有)桂香園の2社は飲料販売事業において当社と競業関係にあります。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかを必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 内部統制システムの一環として「内部監査室」を設置しており、経営活動の全般について、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、社内業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っています。
 - ② 経営の透明性とコンプライアンス経営の観点から、法律顧問契約を締結している弁護士に、日常発生する法律諸問題について助言と指導を適時受けます。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保全・管理します。
 - ② 情報の不正使用及び漏洩を防止するべく、主としてシステム面からアクセス権の制限、パスワード利用等の効果的な情報セキュリティ施策を推進します。
 - ③ 個人情報の管理については、法令・ガイドライン等を遵守するとともに、マニュアルや内部監査等の活用によって管理意識の浸透とモラル意識の向上に努めてまいります。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 各部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、研修やマニュアルの作成・配布・教育・訓練等を必要に応じ行います。
 - ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる業務執行取締役を定め、リスクに対する未然防止や個別の対応・再発防止に取り組んでまいります。
- (4) 当社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定時取締役会を毎月１回、また、臨時取締役会を必要に応じて開催し会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。
 - ② 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完するものとして、業務執行取締役及び執行役員を構成員とする定例の幹部会を毎週１回、その他必要ある場合は随時開催して、当社の子会社を含めた経営課題についての報告を行います。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、担当部門において子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制をとります。
 - ② 年度予算制度に基づきグループ全体の予算・業績管理を実施します。
 - ③ グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当業務執行取締役が他の業務執行取締役に呼びかけ、必要に応じ会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設けます。
- (6) 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
- ① 現在、監査等委員の職務を補佐すべき使用人はありませんが、今後、要請があった場合には使用人を置くこととし、その人事については、業務執行取締役と監査等委員である取締役が意見交換します。
 - ② 当該使用人は兼務も可能としますが、その任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該職務を遂行する場合には業務執行取締役からの指揮命令は受けないものとします。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- 業務執行取締役及び使用人は下記事項を速やかに当社の監査等委員会に報告します。
- ① 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ② 当社及びグループ会社の業績状況
 - ③ 内部監査室が実施した監査結果
 - ④ 法令、定款、その他に違反するおそれのある事項、もしくは不正の事項
 - ⑤ その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、もしくはコンプライアンス上重要な事項
 - ⑥ ①～⑤の報告をしたものに対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。また、内部通報制度に関する規程においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し社内に周知徹底するとともに、適切に運用します。

- (8) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の支払の請求に応じ、又は債務を処理するものとします。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を監査等委員会に対して遅滞なく報告します。
- ② 代表取締役と監査等委員会にて、月1回程度意見交換を行います。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。

- (10) その他

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

- ② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、規程の改定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務人事部を対応統括部署として、警察、各都道府県の暴力団追放センターおよび弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議の上、即時対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役会が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においても取締役会を12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

当社は子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定しております。担当部門において子会社の経営、予算及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制を整えております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

契約を結んでいる社会保険労務士に委託して内部通報窓口を常設しており、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを為されないよう徹底しております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,991,153	流 動 負 債	3,709,349
現金及び預金	3,807,998	買 掛 金	2,196,278
売 掛 金	495,818	短 期 借 入 金	370,000
商 品 及 び 製 品	2,431,518	1年内返済予定の長期借入金	371,269
原材料及び貯蔵品	27,399	リ ー ス 債 務	54,098
そ の 他	228,418	未 払 金	398,479
固 定 資 産	3,883,864	未 払 法 人 税 等	49,844
有 形 固 定 資 産	2,380,480	契 約 負 債	5,936
建物及び構築物	747,037	賞 与 引 当 金	33,349
機械装置及び運搬具	105,794	株 主 優 待 引 当 金	51,541
工具、器具及び備品	112,202	資 産 除 去 債 務	1,067
土 地	1,161,181	そ の 他	177,484
リ ー ス 資 産	163,875	固 定 負 債	1,234,012
建 設 仮 勘 定	90,390	長 期 借 入 金	270,724
無 形 固 定 資 産	158,363	リ ー ス 債 務	131,787
の れ ん	670	繰 延 税 金 負 債	9,853
そ の 他	157,693	役員退職慰労引当金	399,136
投資その他の資産	1,345,020	退職給付に係る負債	179,658
敷金及び保証金	961,818	資 産 除 去 債 務	225,976
繰 延 税 金 資 産	226,822	そ の 他	16,876
そ の 他	156,378	負 債 合 計	4,943,362
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	5,931,655
		資 本 金	320,300
		資 本 剰 余 金	259,600
		利 益 剰 余 金	5,351,812
		自 己 株 式	△57
		純 資 産 合 計	5,931,655
資 産 合 計	10,875,017	負 債 純 資 産 合 計	10,875,017

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,604,828
売上原価		21,188,497
売上総利益		7,416,330
販売費及び一般管理費		7,215,446
営業利益		200,884
営業外収益		
受取利息	8,674	
受取手数料	14,314	
固定資産賃貸料	13,069	
受取保険金	9,737	
情報提供料収入	7,074	
その他の	6,981	59,851
営業外費用		
支払利息	11,672	
固定資産賃貸費用	1,180	12,853
経常利益		247,882
特別損失		
減損損失	324,983	324,983
税金等調整前当期純損失		77,100
法人税、住民税及び事業税	125,227	
法人税等調整額	△532	124,695
当期純損失		201,795
親会社株主に帰属する当期純損失		201,795

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	320,300	259,600	5,720,160	△57	6,300,003
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△166,552	—	△166,552
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△201,795	—	△201,795
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△368,348	—	△368,348
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	320,300	259,600	5,351,812	△57	5,931,655

	純 資 産 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	6,300,003
連結会計年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△166,552
親会社株主に帰属する当期純損失	△201,795
連結会計年度中の変動額合計	△368,348
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	5,931,655

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社スパイラル、株式会社尚仁沢ビレッジ、株式会社サンモール

② 連結の範囲の変更

株式の取得により、当連結会計年度から株式会社サンモールを連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・ 店舗在庫商品（生鮮食品） 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
- ・ 店舗在庫商品（その他の商品） 売価還元法による低価法
- ・ センター在庫商品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 製品 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二、投資不動産（投資その他の資産「その他」に含む）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ、株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり、計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ、商品の販売

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における食料品、日用品・家庭用品等の商品の販売によるものであり、これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断した取引については、商品の引渡時点において、商品の販売を手配する履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。代金は、商品引渡し後、概ね1ヵ月以内に回収しております。

ロ、ポイント制度に係る収益認識

連結子会社は、会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

ハ、受取物流費等

当社が仕入先に代わり店舗へ商品を供給する際に生じる受取物流費については、利用に応じて履行義務が充足されると判断していることから、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1ヵ月以内に回収しております。

また、当社の店舗へのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、その発生期間に賃貸収益を認識しております。代金は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に回収しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ、退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ、のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、11年以内で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表の有形固定資産のうち、小売事業における店舗の固定資産でかつ立上直後の店舗に係る固定資産の計上額は、以下のとおりであります。

有形固定資産：167,791千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、そのグルーピングの結果に基づき減損の兆候がある資産又は資産グループに対して減損損失の検討を行っており、小売事業においては店舗単位を資産グループとしております。

当社グループにおいては、価格訴求力のある低価格商品を販売することでリピート客を確保することを店舗利益獲得の源泉としていることから、開店後一定期間内の店舗は利益源泉となるリピート客の獲得段階に当たり、将来業績の不確実性が高いものと考えております。特に事業立上時に該当するものとした開店後一定期間内の店舗につき、減損の兆候の判定に当たっては、開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方に乖離していないか等の判定を行っており、当該判定に際して、経営者の主観が介在する余地があります。

また、減損の兆候があると判断した店舗につき、減損損失の認識の要否の判定を行うに当たっては店舗の過去の実績をもとに客数や売上伸長率等の主要な仮定を勘案した事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該キャッシュ・フローの見積りには、過去の実績のみならず、近隣の競合店舗の状況を始めとした個々の店舗における環境を評価する必要があり、不確実性を伴うことから、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	154,114千円
土地	737,056千円
投資不動産	107,736千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	998,907千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	240,000千円
1年内返済予定の長期借入金	225,250千円
長期借入金	189,572千円
計	654,822千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,303,621千円
投資不動産の減価償却累計額	35,295千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,812,000株	一株	一株	12,812,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	280株	一株	一株	280株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2025年5月28日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 166,552千円
- ・1株当たり配当額 13.00円
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの 2026年5月27日開催予定の第41期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 166,552千円
- ・1株当たり配当額 13.00円
- ・基準日 2026年2月28日
- ・効力発生日 2026年5月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、現金・流動性預金及び1年以内に満期の到来する定期性預金であります。預金は、預け入れ先の金融機関の信用リスクに晒されております。

売掛金は、クレジット会社及び取引先等に対する営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に営業店舗の賃貸借取引に係る敷金及び保証金であり、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

買掛金は、商品の仕入先に対する営業債務、未払金は、経費等の支払先に対する営業債務、未払法人税等は、短期間で納める税金であります。これらは、流動性リスクに晒されております。

借入金は、金融機関からの金融債務、リース債務は、リース会社等とのリース契約に基づく金融債務であります。これらは、流動性リスク及び金利上昇リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、新規に営業取引を行う相手先について、その適正性を事前調査し、職務執行規程に基づく承認手続きを経て取引を開始する手順となっており、既存の取引先については定期的に信用情報入手し、リスクが見受けられる場合には、早急な対応を行うとともに必要に応じて引当等の処理を行う手順となっております。また、クレジット取引相手先は大手クレジット会社に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

ハ. 金利上昇リスクの管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクに対して、支払金利の変動を定期的にモニタリングするとともに、長期借入と短期借入を併用することにより、管理を行っております。なお、リース債務は固定金利のため金利変動リスクはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①敷金及び保証金(※2)	966,498	705,546	△260,952
資産計	966,498	705,546	△260,952
①長期借入金 (※3)	641,993	641,380	△612
②リース債務 (※4)	185,885	184,956	△929
負債計	827,878	826,337	△1,541

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 流動資産その他に含まれる1年内償還予定の敷金及び保証金を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※4) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
敷金及び保証金 (※4)	25,821	138,368	35,130	82,515
合計	25,821	138,368	35,130	82,515

(※4) 敷金及び保証金の一部については、回収時期が確定していないため、上記には含めておりません。

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	371,269	149,069	24,359	21,552	21,552	54,192
リース債務	54,098	37,455	24,633	19,784	19,720	30,193
合計	425,367	186,524	48,992	41,336	41,272	84,385

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	705,546	—	705,546
資産計	—	705,546	—	705,546
長期借入金	—	641,380	—	641,380
リース債務	—	184,956	—	184,956
負債計	—	826,337	—	826,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに合理的に見積もったその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品部門	売上高（千円）
衣料服飾・インテリア	507,688
日用品・家庭用品等	5,703,375
食料品	20,017,295
酒類	1,346,198
その他	1,013,449
顧客との契約から生じる収益	28,588,008
その他の収益	16,820
外部顧客への売上高	28,604,828

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 462円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 15円75銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 企業結合に関する注記

取得による企業結合

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社サンモール

事業の内容 食品スーパーの運営・仕出し弁当業

ロ. 企業結合を行った主な理由

当社グループは、かねてより業容拡大の一環として食品スーパー事業の買収について検討しておりましたが、この度、群馬県沼田市を中心に6店舗の食品スーパーを展開する株式会社サンモールの全株式を譲り受け、同社を完全子会社といたしました。これにより当社グループは、新たなノウハウの蓄積や両社間でのシナジー効果が見込まれ、更なる企業価値の向上を図るとともに、当該地域のローカルチェーンとして人々の生活を支えるインフラの一つとなることを目指すものです。

ハ. 企業結合日

2025年3月31日（みなし取得日2025年5月31日）

ニ. 企業結合の法的形式

株式取得

ホ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ. 取得した議決権比率

100%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

② 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2026年2月28日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 200,000千円

取得原価 200,000千円

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 32,671千円

⑤ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	420,468	千円
固定資産	277,415	
資産合計	697,883	
流動負債	467,502	
固定負債	209,298	
負債合計	676,800	

⑥ 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

（１）発生したのれんの金額

178,916千円

（２）発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

（３）償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失324,983千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗（21店舗）、 連結子会社	埼玉県、千葉県、茨城県、 栃木県、東京都、群馬県	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、水道施設利用権・ソフトウェア（無形固定資産の「その他」に含む）、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）
その他	－	のれん

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を個別にグルーピングしており、また、のれん及び本社等の共用資産については、共用資産等を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングしております。

上記店舗のうち、3店舗（埼玉県、茨城県、群馬県）については、開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方へ乖離したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（15,225千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物11,626千円、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）3,598千円であります。

上記店舗のうち、15店舗（埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、東京都、群馬県）については、営業損益が悪化し、短期的な業績回復が見込まれないこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（17,693千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物16,967千円、水道施設利用権（無形固定資産の「その他」に含む）63千円、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）662千円であります。

また、連結子会社である株式会社サンモールの株式取得時に発生したのれん及び同社が保有する一部の有形固定資産については、取得時に想定していた事業計画を下回って業績が推移していたことから、事業計画の見直しを行った結果、将来キャッシュ・フローによって対象資産グループの帳簿価格を回収できないと判断し、帳簿価格を回収可能額まで減額し、減損損失（292,064千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物103,671千円、機械装置及び運搬具2,438千円、工具、器具及び備品5,475千円、土地13,839千円、ソフトウェア（無形固定資産の「その他」に含む）614千円、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）527千円、のれん165,498千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

(注) この連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,460,434	流 動 負 債	3,294,335
現金及び預金	3,382,431	買 掛 金	2,130,694
売 掛 金	461,596	短 期 借 入 金	150,000
関係会社売掛金	4,209	1年内返済予定の長期借入金	336,632
商 品	2,370,449	リ ー ス 債 務	51,658
貯 蔵 品	15,002	未 払 金	382,613
前 払 費 用	196,289	未 払 法 人 税 等	21,968
貸 倒 引 当 金	△4,209	前 受 金	858
そ の 他	34,665	預 り 金	87,204
固 定 資 産	3,726,220	賞 与 引 当 金	30,444
有 形 固 定 資 産	1,716,850	株 主 優 待 引 当 金	51,541
建 物	319,647	資 産 除 去 債 務	1,067
構 築 物	70,315	そ の 他	49,652
車 両 運 搬 具	82,080	固 定 負 債	1,175,763
工 具 器 具 備 品	104,572	長 期 借 入 金	121,931
土 地	1,082,578	リ ー ス 債 務	121,590
リ ー ス 資 産	53,366	関係会社事業損失引当金	147,159
建 設 仮 勘 定	4,290	退 職 給 付 引 当 金	179,658
無 形 固 定 資 産	155,220	役員退職慰労引当金	399,136
借 地 権	138,133	資 産 除 去 債 務	190,412
商 標 権	3,724	そ の 他	15,875
ソ フ ト ウ ェ ア	2,332	負 債 合 計	4,470,099
そ の 他	11,029	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,854,149	株 主 資 本	5,716,555
関係会社株式	180,000	資 本 金	320,300
出 資 金	540	資 本 剰 余 金	259,600
関係会社長期貸付金	275,000	資 本 準 備 金	259,600
長 期 前 払 費 用	18,144	利 益 剰 余 金	5,136,712
敷 金 及 び 保 証 金	954,360	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,136,712
繰 延 税 金 資 産	221,389	別 途 積 立 金	12,000
そ の 他	204,714	繰 越 利 益 剰 余 金	5,124,712
		自 己 株 式	△57
		純 資 産 合 計	5,716,555
資 産 合 計	10,186,655	負 債 純 資 産 合 計	10,186,655

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	27,279,246
売 上 原 価	20,399,774
売 上 総 利 益	6,879,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,727,046
営 業 利 益	152,425
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7,680
受 取 手 数 料	13,376
固 定 資 産 賃 貸 料	10,942
受 取 保 険 金	9,737
情 報 提 供 料 収 入	7,074
そ の 他	1,398
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,135
固 定 資 産 賃 貸 費 用	1,180
経 常 利 益	195,319
特 別 損 失	
減 損 損 失	32,918
子 会 社 株 式 評 価 損	232,671
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	147,159
税 引 前 当 期 純 損 失	217,429
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,134
法 人 税 等 調 整 額	△4,663
当 期 純 損 失	296,900

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	320,300	259,600	259,600	12,000	5,588,165	5,600,165	△57	6,180,008
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△166,552	△166,552	－	△166,552
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△296,900	△296,900	－	△296,900
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△463,452	△463,452	－	△463,452
当 期 末 残 高	320,300	259,600	259,600	12,000	5,124,712	5,136,712	△57	5,716,555

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	6,180,008
事業年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△166,552
当 期 純 損 失	△296,900
事業年度中の変動額合計	△463,452
当 期 末 残 高	5,716,555

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 店舗在庫商品

売価還元法による低価法

② センター在庫商品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

⑤ 投資不動産（投資その他の資産「その他」に含む）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり、計上しております。

- | | |
|---------------|--|
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| ⑤ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ⑥ 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における食料品、日用品・家庭用品等の商品の販売によるものであり、これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断した取引については、商品の引渡時点において、商品の販売を手配する履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。代金は、商品引渡し後、概ね1ヵ月以内に回収しております。

② 受取物流費等

当社が仕入先に代わり店舗へ商品を提供する際に生じる受取物流費については、利用に応じて履行義務が充足されると判断していることから、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1ヵ月以内に回収しております。

また、当社の店舗へのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、その発生期間に賃貸収益を認識しております。代金は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に回収しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表の有形固定資産のうち、小売事業における店舗の固定資産でかつ立上直後の店舗に係る固定資産の計上額は、以下のとおりであります。

有形固定資産：167,791千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

当社は、固定資産の減損損失の認識の判定及び測定を行う単位として資産のグルーピングを行い、そのグルーピングの結果に基づき減損の兆候がある資産又は資産グループに対して減損損失の検討を行っており、小売事業においては店舗単位を資産グループとしております。

当社においては、価格訴求力のある低価格商品を販売することでリピート客を確保することを店舗利益獲得の源泉としていることから、開店後一定期間内の店舗は利益源泉となるリピート客の獲得段階に当たり、将来業績の不確実性が高いものと考えております。特に事業立上時に該当するものとした開店後一定期間内の店舗につき、減損の兆候の判定に当たっては、開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方に乖離していないか等の判定を行っており、当該判定に際して、経営者の主観が介在する余地があります。

また、減損の兆候があると判断した店舗につき、減損損失の認識の要否の判定を行うに当たっては店舗の過去の実績をもとに客数や売上伸長率等の主要な仮定を勘案した事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該キャッシュ・フローの見積りには、過去の実績のみならず、近隣の競合店舗の状況を始めた個々の店舗における環境を評価する必要があり、不確実性を伴うことから、割引前将来キャッシュ・フローの見積額が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	109,397千円
構築物	7,221千円
土地	701,856千円
投資不動産	107,736千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	926,211千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	20,000千円
1年内返済予定の長期借入金	216,592千円
長期借入金	141,540千円
計	378,132千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,612,842千円
投資不動産の減価償却累計額	35,295千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	27,443千円
② 長期金銭債権	371,978千円
③ 短期金銭債務	93,673千円
④ 長期金銭債務	10千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	106,170千円
② 仕入高	940,304千円
③ 営業取引以外の取引高	15,812千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	280株	一株	一株	280株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	9,273
株主優待引当金	15,699
退職給付引当金	56,340
役員退職慰労引当金	125,169
関係会社事業損失引当金	46,149
減価償却費	15,249
減損損失	118,599
資産除去債務	60,038
子会社株式評価損	72,965
その他	29,595
繰延税金資産小計	549,080
評価性引当額	△319,280
繰延税金資産合計	229,799
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,409
繰延税金負債合計	△8,409
繰延税金資産（負債）の純額	221,389

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

（借主側）

未経過リース料	
1年以内	70,615千円
1年超	7,500千円
合計	78,115千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 尚仁沢ビ バレッジ	所有 直接100.0 %	役員の兼任 資金の援助 転リース	資金の貸付 (注1)	125,000	関係会社 長期貸付 金	275,000
				リース料の 受取 (注2)	16,319	そ の 他 (流 動 資 産)	16,617
						そ の 他 (投資その 他の資産)	96,978

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)株式会社尚仁沢ビバレッジに対する資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年の自動更新としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2)リース取引については、一般条件を勘案して両社の協議により決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 446円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 23円17銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失32,918千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗（18店舗）	埼玉県、千葉県、茨城県、 栃木県、東京都、群馬県	建物、構築物、水道施設利用権（無形固定資産の 「その他」に含む）、長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を個別にグルーピングしております。

上記店舗のうち、3店舗（埼玉県、茨城県、群馬県）については、開店当初の事業計画から営業損益が著しく下方へ乖離したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（15,225千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物8,143千円、構築物3,483千円、長期前払費用3,598千円であります。

上記店舗のうち、15店舗（埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、東京都、群馬県）については、営業損益が悪化し、短期的な業績回復が見込まれないこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（17,693千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物8,494千円、構築物8,473千円、水道施設利用権（無形固定資産の「その他」に含む）63千円、長期前払費用662千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

（注） この個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 勇 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 瀬 征 雄
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェーソンの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェーソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松 本 勇 人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 村 瀬 征 雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェーソンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月13日

株式会社ジェーソン 監査等委員会

取締役監査等委員 宮 本 啓一郎 ㊟

取締役監査等委員 勢 能 志 彦 ㊟

取締役監査等委員 岡 本 直 也 ㊟

(注) 取締役監査等委員宮本啓一郎、取締役監査等委員勢能志彦及び取締役監査等委員岡本直也は、社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は166,552,360円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	おお だ ま き ひ こ 太 田 万三彦 (1957年1月14日) <u>再任</u>	1985年5月 当社代表取締役 1988年3月 (株)太田興産（現(株)太田興産） 代表取締役 （現在に至る） 1990年7月 京和物産(株)代表取締役 1990年8月 (株)スパイラル代表取締役 1998年3月 当社と京和物産(株)との合併により当 社代表取締役社長 2003年5月 取締役会長 2005年8月 (株)スパイラル取締役 2008年2月 代表取締役社長兼会長 2011年4月 代表取締役社長兼会長兼営業本部長 2019年5月 代表取締役社長兼会長 2020年11月 (株)尚仁沢ビバレッジ取締役 （現在に至る） 2023年4月 代表取締役社長兼会長兼営業本部長 （現在に至る） 2025年3月 (株)サンモール取締役 （現在に至る） [重要な兼職の状況] (株)太田興産代表取締役社長 (株)尚仁沢ビバレッジ取締役 (株)サンモール取締役	3,262,700株
[取締役候補者とした理由] 太田万三彦氏は、創業より当社の代表取締役社長として経営を担っており、優れた先見性と強いリーダーシップで会社全体を牽引してきました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上のため適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	やま だ き み お 山 田 仁 夫 (1961年8月29日) <u>再任</u>	1985年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2015年12月 当社出向 2016年9月 当社入社、業務システム部統括マネ ジャー 2017年4月 企画本部長 2017年5月 ㈱スパイラル代表取締役社長 2017年5月 取締役企画本部長 2020年11月 ㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役社長 2021年5月 ㈱スパイラル取締役 2021年5月 常務取締役企画本部長 2023年3月 ㈱スパイラル代表取締役社長 2023年5月 専務取締役経営管理本部長 2024年5月 ㈱スパイラル取締役 （現在に至る） 2024年5月 専務取締役企画管理部門統括 2024年5月 ㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役会長 （現在に至る） 2025年3月 ㈱サンモール代表取締役会長 （現在に至る） 2025年5月 専務取締役管理本部長 （現在に至る） [重要な兼職の状況] ㈱尚仁沢ビバレッジ代表取締役会長 ㈱サンモール代表取締役会長 ㈱スパイラル取締役	2,000株
[取締役候補者とした理由] 山田仁夫氏は、2017年より当社の取締役として経営に携わり、2023年より専務取締役を務めております。これまで、業務システム部門、企画本部、経営管理本部の部門長を歴任し、現在は管理本部長を担当しており、豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上のため適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田万三彦氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員3名の選任をお願いします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	宮 本 啓 一 郎 (1958年9月7日) 再任 社外 独立役員	1984年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任あ ずさ監査法人）入社 1994年1月 宮本公認会計士事務所開設 2008年5月 当社社外監査役 2018年5月 監査等委員である取締役 (現在に至る)	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 宮本啓一郎氏は、公認会計士として会計面での豊富な知識等を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、宮本氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。			
2	勢 能 志 彦 (1951年12月18日) 再任 社外 独立役員	1978年1月 セノー(株)入社 2005年6月 セノー(株)代表取締役 2011年7月 (有)桂香園代表取締役 (現在に至る) 2011年7月 (有)キュービックプロダクション代表 取締役 (現在に至る) 2012年5月 当社社外取締役 2015年12月 (株)コーラルブルー代表取締役 (現在に至る) 2018年5月 監査等委員である取締役 (現在に至る) 2020年11月 (株)尚仁沢ビバレッジ監査役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] (株)コーラルブルー代表取締役 (有)桂香園代表取締役 (有)キュービックプロダクション代表取締役 (株)尚仁沢ビバレッジ監査役	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 勢能志彦氏は、小売業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、勢能氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって合計14年となります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	おか もと なお や 岡 本 直 也 (1980年11月3日) 再任 社外 独立役員	2010年8月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年8月 岡本政明法律事務所入所 2018年9月 一般社団法人スポーツキャリアアド バイザーズ理事 （現在に至る） 2020年8月 中央ビルト工業㈱社外取締役監査等 委員 2023年9月 弁護士法人岡本 代表弁護士 （現在に至る） 2024年5月 監査等委員である取締役 （現在に至る） 2025年6月 インプレックスアンドカンパニー㈱ 社外監査役 （現在に至る） 2026年3月 Z E T A㈱社外監査役 （現在に至る）	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 岡本直也氏は、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から、当社の健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、岡本氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮本啓一郎氏、勢能志彦氏及び岡本直也氏は、社外取締役候補者です。
3. 宮本啓一郎氏、勢能志彦氏及び岡本直也氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 当社は、宮本啓一郎氏、勢能志彦氏及び岡本直也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としており、宮本啓一郎氏、勢能志彦氏、岡本直也氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は宮本啓一郎氏、勢能志彦氏及び岡本直也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。選任された場合は、宮本啓一郎氏、勢能志彦氏及び岡本直也氏の3名が独立役員となります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

本議案における選任の効力は、定款の規定により本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までです。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
ます たに あらた 増 谷 新 (1957年3月6日)	1980年4月 ソニー㈱入社 2023年2月 当社入社、管理本部長付 2023年5月 コーポレート業務部サブマネジャー (現在に至る)	一株
[取締役候補者とした理由] 増谷新氏は、長年にわたり家電メーカーでの実務を経験し、豊富な経験と高い見識を有しており、当社のコーポレート業務のスタッフとして実務に携わった経験もあることから、取締役の職務執行の監督・監査等を行うための相応しい経験と能力を有していると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増谷新氏は補欠の監査等委員である取締役候補者です。
3. 増谷新氏が就任された場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同氏がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としております。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の責任に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、増谷新氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

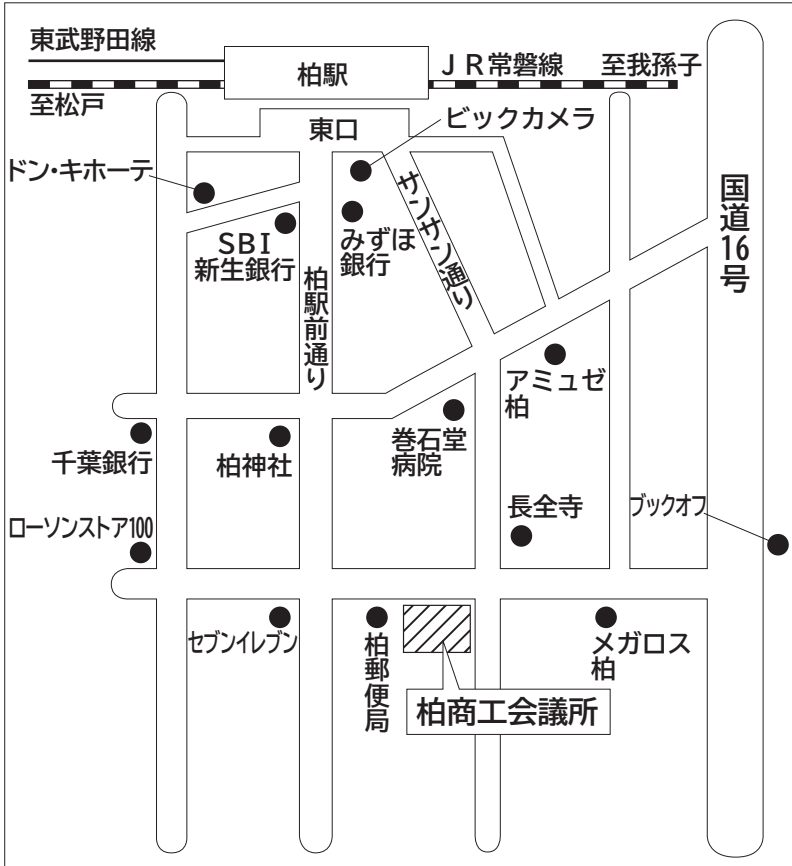
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市東上町7番18号

柏商工会議所 4階 401会議室

TEL 04-7162-3311



交通 JR常磐線・東武野田線柏駅東口より徒歩約10分

阪東バス・柏駅東口6番乗り場より長全寺前まで約5分、徒歩1分